

投票は12月14日(日)午前7時～午後8時(飛鳥地区は9日(火)午前7時～午後4時)期日前投票・不在者投票は12月3日(水)から(国民審査は12月7日(日)から)

衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査

お問い合わせ / 市選挙管理委員会事務局 26-5765

投票

●投票できる方

年齢／平成6年12月15日までに生まれた方

住所／平成26年9月1日までに本市に住民票が作成された方

〔9月2日以降に住所の異動があった方〕

市内で転居をした方／投票所入場整理券に記載されている投票所で投票できません

他市町村から本市に転入した方／前住所地で投票できます(前住所地での不在者投票もできます)

*本市から他市町村へ転出した方／本市で投票できます。期日前投票・不在者投票もできます

※該当する方が転入・転出先で不在者投票をする場合は、選挙人名簿に登録されている市区町村選挙管理委員会に請求して交付された投票用紙等を、現住所地の選挙管理委員会に持参して不在者投票を行います。

●日時

12月14日(日)午前7時～午後8時(飛鳥地区は12月9日(火)午前7時～午後4時)

●投票所

投票所入場整理券に記載されています。

●字が書けない方の投票

体が不自由などの理由で字を書くことができない方は、投票所で係員にお知らせください。二人の補助員が付き添い、代筆します。投票の秘密は守られます。

投票日に投票できない方は期日前投票

●期日前投票ができる方

投票日に次のような理由で投票所に行けない方が対象です。

① 仕事や冠婚葬祭など予定のある方

② 旅行、レジャーなどで投票区の区域外に出かける予定のある方

③ 病気やけが、妊娠、体が不自由などの理由で歩くことが困難な方

●期日前投票ができる日時と場所

〔衆議院議員総選挙(小選挙区・比例代表)〕

12月3日(水)～13日(土)(飛鳥地区の方は8日(月)まで)

〔最高裁判所裁判官国民審査〕

12月7日(日)～13日(土)(飛鳥地区の方は8日(月)まで)

時間／午前8時30分～午後8時

場所／市役所5階502号室、観音寺コミュニティセンター第1・第2会議室、松山農村環境改善センター研修室、平田総合支所1階102号室

◆お住まいの地域にかかわらず、この期日前投票所でも投票できます。

◆投票所入場整理券がなくても選挙人名簿に登録されている人であれば投票できます。印鑑は不要です。

●期日前投票所の混雑緩和のために

期日前投票期間の後半は、投票所が大変混み合います。早めの投票にご協力をお願いします。

12月3日～5日

投票所入場整理券の郵送

投票所入場整理券の発送は選挙人名簿の確定後で、12月2日(火)の公示日以降になります。

12月3日(水)～5日(金)に世帯主宛てに郵送します。圧着式のはがき一枚に家族6人分の入場整理券が印刷されていますので、裏側から開いて自分の分を切り離して持参してください。

「入場整理券がない…」

期日前投票が始まる12月3日に入場整理券が届かなくても、選挙人名簿に登録されている人であれば投票できます。また投票日当日、入場整理券がないときは、投票所で係員に申し出てください。

12月9日ごろ

選挙公報をお届けします

候補者の政策などを記載した選挙公報を12月9日(火)ごろから各家庭に配布します。



投票の順序と方法

入口

▼
受け付け (名簿で確認)

① 小選挙区選出議員選挙

投票用紙交付

▼
候補者名を記入

▼
投票

② 比例代表選出議員選挙

③ 最高裁判所裁判官国民審査

投票用紙交付

▼
②は政党などの名称を記入

▼
③は投票用紙に審査される裁判官の氏名が印刷されています。辞めさせたい裁判官の氏名にだけ×印を記入し、辞めさせたくない裁判官にはなにも記入しないでください

▼
投票 (②③をそれぞれの投票箱へ)

▼
出口

◎投票済証を発行します

投票(期日前投票・不在者投票を含む)を済ませた方に「投票済証」を発行します。必要な方は、各投票所係員に申し出てください。



入院、入所中の方は不在者投票

期日前投票ができる方の③に該当する方は、入院・入所中の病院や老人ホーム(県選挙管理委員会の指定施設のみ)で不在者投票を行うことができます。施設に早めに申し出てください。

出張などの滞在先での不在者投票

たばみ荘、ケアハウスふるさと、幸楽荘、さくらホーム、寿康園、シエ・モワ、明日葉、うらら、徳田山、さくらホーム広野、ひだまり、かたばみの家

不在者投票ができる市内の指定施設
日本海総合病院、日本海総合病院酒田医療センター、本間病院、山容病院、酒田東病院、市立八幡病院、芙蓉荘、サン・シテイ、サンハイツ酒田、ライフケア黒森、か

市選挙管理委員会に投票用紙などの請求を行い、交付を受けた上で滞在地の市区町村選挙管理委員会に不在者投票を行うことができます。投票用紙などを郵送しますので、早めに手続きを行ってください。

在宅での郵便等による不在者投票

身体に重度の障がいがある方は、障がいの程度(左表参照)によって、在宅で不在者投票を行うことができます。事前に「郵便等投票証明書」の交付を受け、12月10日(水)までに「投票用紙」の請求を行う必要があります。早めに市選挙管理委員会に相談してください。

在宅での郵便等投票の対象者	
身体障害者手帳に記載	① 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がいが1級または3級 免疫、肝臓の障がいが1級から3級
県知事が書面により証明	② 障がいの程度が右記①の障がいの程度に該当 両下肢、体幹の障がいが特別項症から第2項症
戦傷病者手帳に記載	③ 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障がいが特別項症から第3項症
県知事が書面により証明	④ 障がいの程度が右記②の障がいの程度に該当
介護保険被保険者証に記載	⑤ 要介護5

◆市選挙管理委員会事務局は、中町庁舎から市役所5階に移動しています。

●選挙公報音訳テープを送付します

視覚障がいのある方で、選挙公報を朗読したカセットテープが必要な方は市選挙管理委員会までご連絡ください(市広報紙の音訳テープが送付されている方は連絡不要)。
◆視覚障がいのある方にこの制度をお知らせください。

開票

観覧を希望される方は係員の指示に従ってください。

日時/12月14日(日)午後9時20分
場所/国体記念体育館

◆市ホームページに開票状況を掲載します。

定期船の運航時刻が変わります

12月9日(火)は飛鳥地区の投票箱搬送のため、定期船「とびしま」の飛鳥発時刻が午後4時30分(酒田着午後5時45分)に変更になります。

関市定期航路事業所 ☎2223911

選挙人名簿の縦覧

今回の選挙の基準日(12月1日(月))で新たに選挙人名簿に登録された方の名簿を見ることが出来ます。
日時/12月2日(火)の午前8時30分～午後5時
場所/市役所5階選挙管理委員会事務局